

「会津若松市印鑑条例の一部改正について（案）」へのご意見を募集します

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

性的少数者の方への配慮を目的として、印鑑登録原票への「男女の別」の登録及び印鑑登録証明書への「男女の別」の記載について廃止するため、条文の改正を行うものです。

つきましては、改正についての概要がまとまりましたので、その内容に対するご意見（パブリックコメント）を募集いたします。

意見がある方は、次のとおり提出してください。

■ 公表・意見募集期間

令和7年3月15日（土） ～ 令和7年4月13日（日） ※最終日午後5時必着

■ 意見を提出できる方

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- ① 市の区域内に住所を有する方
- ② 市の区域内に通勤、通学する方
- ③ 市の区域内で活動する個人または団体

■ 意見の提出方法

- ・ 所定の様式（閲覧場所に設置又はホームページ掲載の様式をダウンロード）を使用するか、任意の様式に氏名、年齢、性別、電話番号等（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を記入し、市民課まで直接持参するか、電子メール、ファクス、郵送により市民課まで提出してください。
- ・ 住所または所在地が会津若松市以外の方は、上記の②または③のうちで該当する区分と、学校名、法人名など所属する団体名を明記してください。

※ 意見内容の確認が必要になる場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。

※ 匿名や電話での意見の提出は受付できませんのでご注意ください。

※ 提出していただいた書面はお返ししませんのでご了承願います

※ お寄せいただいたご意見については公表しますが、氏名など個人情報が公表されることはありません。

※ 個々のご意見に対し、直接ご本人への回答はいたしませんのでご了承願います。

■ 意見の提出先

- ・持 参 市役所栄町第二庁舎 1階 市民課
(土・日曜日、祝日・休日を除く午前8時30分～午後5時)
- ・電子メール simin@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
- ・ファクス 0242-28-4579 (市民課直通)
- ・郵 送 〒965-8601 東栄町3番46号 市民課 宛

■ 閲覧場所

素案の内容は、会津若松市ホームページ (<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp>) に掲載しているほか、次の場所で閲覧することができます。

	閲覧できる場所	閲覧できる日時
1	市民課（栄町第二庁舎 1 階）	月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 （祝日・振替休日を除く）
2	市政情報コーナー （追手町第二庁舎 2 階）	//
3	湊市民センター	//
4	大戸市民センター	//
5	北市民センター	//
6	南市民センター	//
7	一箕市民センター	//
8	東市民センター	//
9	北会津支所（まちづくり推進課）	//
10	河東支所（まちづくり推進課）	//
11	生涯学習総合センター（会津稽古堂）	月～土曜日 午前 9 時～午後 7 時 日曜日 午前 9 時～午後 6 時 （休館日を除く）

※ 本件に関するお問い合わせは、市民課（下記）までお願いします。
（市政情報コーナー、各市民センター、各支所、生涯学習総合センターには担当者がおらず、詳しいお問い合わせにはお答えできません。あらかじめご了承ください。）

【お問い合わせ先】

会津若松市役所 市民部 市民課
TEL：0242-39-1229（直通）